

# 高知県公報

発行  
高知県  
高知市丸ノ内  
一丁目2番20号  
発行日  
毎週2回  
(火曜日・金曜日)

## 目次

告 示	ページ
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による介護機関の指定（福祉指導課）	1
○保安林の指定施業要件の変更に係る通知の揭示（治山林道課）	1
○道路の区域変更（道路課）	1
○高知県収入証紙売りさばき人の代表者の氏名の変更の届出（会計管理課）	1
公 告	
○採石業務管理者試験の実施（工業振興課）	2
○土地改良区の役員の就退任（農業基盤課）	2

## 告 示

### 高知県告示第578号

介護機関について、次のとおり生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第54条の2第1項の指定をした。

平成29年8月14日

高知県知事 尾崎 正直

指定年月日	事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地並びにサービスの種類
平成28年3月1日	小林 幸夫	佐川高知薬局 高岡郡佐川町乙1870-1 居宅療養管理指導
平成29年3月15日	有限会社西田順天堂 薬局 南国市大桶甲1705	西田順天堂薬局オオソネ店 南国市大桶乙1258-1 居宅療養管理指導

### 高知県告示第579号

平成29年7月高知県告示第551号で告示した指定施業要件の変更に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する通知の内容を安芸市役所に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。

平成29年8月14日

高知県知事 尾崎 正直

- 所在不明の森林所有者
  - 登記簿記載の住所  
安芸市伊尾木3721番地1  
イ 氏名  
安岡 源吾
  - 登記簿記載の住所  
安芸市伊尾木398番地  
イ 氏名  
井上 亀井
  - 登記簿記載の住所  
大阪市大淀区中津一丁目6番24号  
イ 氏名  
東亜興産株式会社
  - 登記簿記載の住所  
長岡郡大豊町川口1142番地  
イ 氏名  
浜田 一
  - 登記簿記載の住所  
安芸市伊尾木436番地  
イ 氏名  
門田 紘
  - 登記簿記載の住所  
安芸市伊尾木335番地  
イ 氏名  
有沢 種美
  - 登記簿記載の住所  
安芸市伊尾木354番地  
イ 氏名  
有沢 種美
  - 登記簿記載の住所  
安芸市伊尾木533番地2  
イ 氏名  
本田 精馬
- 保安林の指定施業要件を変更する通知の要旨
  - 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
安芸市（次の図に示す部分に限る。）

- 保安林として指定された目的  
公衆の保健
- 変更後の指定施業要件  
立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種について  
（「次の図」は、省略し、その図面を高知県林業振興・環境部治山林道課及び安芸市役所に備え置いて縦覧に供する。）

### 高知県告示第580号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成29年8月14日から2週間高知県土木部道路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成29年8月14日

高知県知事 尾崎 正直

- 道路の種類 県道
- 路線名 岡本大方
- 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
幡多郡黒潮町御坊畑 字コヲジン1159番1 から 幡多郡黒潮町御坊畑 字コヲジン1158番1 まで	前	2.1 }	60
	後	10.1 }	60

### 高知県告示第581号

高知県収入証紙条例施行規則（昭和39年高知県規則第28号）第8条の規定により売りさばき人の代表者の氏名の変更について届出があったので、同規則第4条第7項において読み替えて準用する同条第4項の規定により次のとおり告示する。

平成29年8月14日

高知県知事 尾崎 正直

- 売りさばき人の主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の職名及び氏名  
(変更前) 高知市丸ノ内二丁目4番11号  
一般社団法人高知県食品衛生協会  
会長 早川 紀夫  
(変更後) 高知市丸ノ内二丁目4番11号  
一般社団法人高知県食品衛生協会  
会長 古谷 博
- 変更年月日

平成29年 6 月22日

-----  
公 告  
-----

採石法（昭和25年法律第291号）第32条の13第1項の規定により、採石業務管理者試験（以下「試験」という。）を次のとおり行う。

平成29年 8 月14日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 試験の場所  
高知市丸ノ内二丁目1番10号  
高知城ホール 2階会議室
- 2 試験の期日  
平成29年10月13日（金）午前10時から正午まで
- 3 試験科目及び出題範囲  
(1) 岩石の採取に関する法令事項（環境保全関係法令事項を含む。）  
(2) 岩石の採取に関する技術的な事項（岩石の採掘、発破、破碎選別、汚濁水の処理、脱水ケーキ（脱水処理に伴って生ずる湿状の岩石粉をいう。）の処理、廃土及び廃石の堆積並びに採掘終了時の措置に関する技術的な事項）
- 4 受験手続  
受験願書（採石法施行規則（昭和26年通商産業省令第6号）様式第9によるもの）に写真（手札形とし、受験願書提出前6月以内に撮影した無帽、正面上半身像で、その裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの）1枚を添えて提出すること。
- 5 受験願書等の提出期間  
平成29年9月1日（金）から同月15日（金）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までの間に受け付ける。  
なお、郵送による場合は、平成29年9月15日付けの消印のあるものまで受け付ける。
- 6 受験願書等の提出先  
高知市丸ノ内一丁目2番20号  
高知県商工労働部工業振興課
- 7 試験手数料  
8,000円（高知県収入証紙を受験願書に貼り付けて納入すること。）



土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、高知市五台山南部土地改良区から次のとおり退任及び就任した役員の届出があった。

平成29年 8 月14日

役名 (退任)	氏 名	住 所	高知県知事 尾崎 正直
理事	小松 幹郎	高知市五台山4505番地の2	
"	横田 真一	" " 1227番地1	
"	岡本比良夫	" " 4461番地	
"	小松 和夫	" " 4001番地	
"	水口 政雄	" " 1090番地	
"	水口伊佐雄	" " 1066番地	
"	島崎 隆司	" " 3434番地	
"	大野富至雄	" " 3024番地	
"	大野 正彦	" " 2929番地	
"	水口 晃	" " 2479番地	
"	山本 英介	" " 2169番地	
"	長崎 淳	" 仁井田2796番地	
監事	小松 興喜	" 五台山 421番地3	
"	水口 俊智	" " 1064番地2	
"	横田 彰	" " 3053番地	
(就任)			
理事	小松 幹郎	高知市五台山4505番地の2	
"	横田 真一	" " 1227番地1	
"	岡本比良夫	" " 4461番地	
"	小松 準一	" " 367番地1	
"	水口 政雄	" " 1090番地	
"	水口伊佐雄	" " 1066番地	
"	島崎 隆司	" " 3434番地	
"	大野富至雄	" " 3024番地	
"	大野 正彦	" " 2929番地	
"	水口 益雄	" " 2486番地口	
"	横田 和秀	" " 2203番地	
"	長崎 淳	" 仁井田2796番地	
監事	小松 興喜	" 五台山 421番地3	
"	水口 俊智	" " 1064番地2	
"	横田 彰	" " 3053番地	